仕様書

「マイナンバーカードオンライン申請補助端末（マイナ・アシスト２）等のリース」

１　入札金額の提出方法

入札金額については、別紙に記載している対象物件の３年（36 回）で算出した月額リース金額とする。八尾市指定の入札書（様式第１号）に記載し、提出すること。なお、記載金額は、消費税等を含まない金額で記載すること。

２　リース期間について

リースする期間は、令和９年２月１日から令和 12 年１月 31 日とする。

３　動産保険について

使用する機器に支障が生じないよう、リース業者において加入すること。

４　リース期間満了後の機器・ソフトウェアの取扱いについて

リース期間満了後、リース業者の負担においてすみやかに機器を引き取るものとする。

５　納入業者への支払いについて

納入業者はすでに決定しているため、リース業者と納入業者が契約を行い、リース業者は、納入業者に対して、令和９年２月末日迄に納入金額全額を一括で支払うこと。また、納入業者に支払った後に、支払いが完了していることが確認できる書類を八尾市に提出すること。

６　リース料の支払いについて

１ヶ月単位の支払いとし、対象月分を翌月上旬に請求、請求書受領後 30 日以内に支払う。

７　契約の解除について

(1)　この契約は、八尾市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用をうけるものであり、八尾市は、翌年度以降において八尾市の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合は、この契約を解除するものとする。リース業者はこの契約を解除された場合において、損害が生じたときは、八尾市に対してその損害の賠償を請求することができる。

(2)　リース業者が本仕様に定める条項に違反したとき、または本契約の履行に当たって不当な行為を行ったとき、本市はこの契約を解除することができる。その場合において、リース業者に損害が生ずることがあっても、本市はその責めを負わないものとする。

８　機器の保守について

この契約には、賃貸借する機器の保守にかかる費用は含まないものとする。

９　その他

リース契約に必要な費用は、すべてリース業者が費用負担すること。

10　問い合わせ先

八尾市本町一丁目１番１号

八尾市人権ふれあい部市民課

電話　072-924-8533（直通）

電子メールアドレス　simin3@city.yao.osaka.jp

別紙「マイナンバーカードオンライン申請補助端末（マイナ・アシスト２）等納入業務」

対象物件	納入業者	納入価格
「マイナンバーカードオンライン申請補助端末（マイナ・アシスト２）等納入業務」	行政システム株式会社　大阪支店 〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目５番 41 号 TEL 06-6396-4805	リース対象金額 2,878,000 円 （消費税等別）

【機器明細等】

No.	品名	数量
1	マイナ・アシスト2の専用タブレット端末（タブレットPC）	7
2	USBカメラ	1
3	マイキーID用ICリーダ（NFCリーダ）	1
4	USBハブ	1